

アスファルト合材の不正納入に関する有識者委員会 規約

令和6年9月20日

(名称)

第1条 この委員会は、アスファルト合材の不正納入に関する有識者委員会（以下「有識者委員会」という。）という。

(目的)

第2条 有識者委員会は、アスファルト合材の不正納入に関する事案を受け、原因分析、再発防止策、再生骨材が混入した工事の修補等の方針について専門的見地から検討し、国土交通省に対して提言を行うことを目的とする。

(委員)

第3条 有識者委員会の委員は、別紙のとおりとする。

(委員長および副委員長)

第4条 有識者委員会に委員長を1名、副委員長1名を置く。

- 2 委員長および副委員長は、事務局の推薦により委員の確認によってこれを定める。
- 3 委員長は、有識者委員会の議長となり、議事の進行に当たる。
- 4 委員長に事故があるときは、委員のうちから委員長が指名する者が、その職務を代理する。

(技術検討ワーキンググループの設置)

第5条 第2条に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、有識者委員会に技術検討ワーキンググループを置く。

- 2 座長は、事務局の推薦により委員の確認によってこれを定める。
- 3 技術検討ワーキンググループの組織、運営その他必要な事項は、座長が別に定める。

(事務局)

第6条 有識者委員会の事務局は、国土交通省大臣官房技術調査課、大臣官房公共事業調査室、道路局国道・技術課、道路局環境安全・防災課、道路局高速道路課、道路局参事官（有料道路管理・活用）付、航空局航空ネットワーク部空港技術課が行う。

(関係者からの意見聴取)

第7条 委員長が必要と認めるときは、関係者からその意見を聞くことができる。

(議事の公開)

第8条 委員会については冒頭部分のみ公開とし、傍聴は不可とする。議事要旨について、事務局は委員長の確認を得たのち、委員会後速やかにホームページで公開する。

(守秘義務)

第9条 委員会委員に対しては、国家公務員と同様に国家公務員法上の守秘義務が課せられる。

以 上

「アスファルト合材の不正納入に関する有識者委員会」

○ あきば しょういち
秋葉 正一 日本大学 生産工学部 教授

いとう まさひで
伊藤 正秀 (公社) 日本道路協会 舗装委員長

◎ おざわ かずまさ
小澤 一雅 国立大学法人 政策研究大学院大学 教授

おぼた じゅんこ
小幡 純子 日本大学大学院 法務研究科 教授

くすのき しげき
楠 茂樹 上智大学 法学部 教授

くわばら まさあき
桑原 正明 国土技術政策総合研究所 道路構造物研究部 道路基盤研究室 室長

たかはし しげき
高橋 茂樹 金沢工業大学 工学部 教授

つばかわ ゆきとも
坪川 将丈 国土技術政策総合研究所 空港研究部 空港新技術研究官

ふくて つとむ
福手 勤 東洋大学 名誉教授

やまじ とおる
山路 徹 (国研) 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所 構造研究領域長

わたなべ かずひろ
渡邊 一弘 (国研) 土木研究所 つくば中央研究所 道路技術研究グループ 上席研究員 (舗装)

◎：委員長、○：副委員長

(敬称略)

「技術検討ワーキンググループ」

○ あきば しょういち
秋葉 正一 日本大学 生産工学部 教授

いとう まさひで
伊藤 正秀 (公社) 日本道路協会 舗装委員長

たかはし しげき
高橋 茂樹 金沢工業大学 工学部 教授

ふくて つとむ
福手 勤 東洋大学 名誉教授

やまじ とおる
山路 徹 (国研) 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所 構造研究領域長

わたなべ かずひろ
渡邊 一弘 (国研) 土木研究所 つくば中央研究所 道路技術研究グループ 上席研究員 (舗装)

○ : 座長

(敬称略)